

【別紙】

博士前期課程の科目等履修生

1. 出願資格

次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ①学校教育法第 83 条に定める大学（以下「大学」という）を卒業した者
- ②学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- ③外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- ④文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）
- ⑤大学に 3 年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修了したと認められた者
- ⑥本研究科において、個別の出願資格認定審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者
- ⑦大学院の博士前期（修士）課程を修了している者は、高度実践コースの演習科目や実習科目を選択できる

※出願資格⑤⑥のいずれかによる場合は、出願資格審査を受けてください。

2. 出願資格審査（該当者のみ）

(1)提出書類

出願資格⑤⑥のいずれかによる場合は、下記の出願書類を提出し、出願資格の審査を受けてください。

短期大学、専修学校、各種学校を卒業後、看護学関係の教育・研究機関または医療機関に勤務している場合には、出願資格審査が必要です。

- ①入学願書（様式 1）
- ②志望理由書（様式 3）
- ③研究業績調書（様式 5）
- ④卒業（見込）証明書（原本）
- ⑤成績証明書（原本）

(2)申請書類送付先

〒569-0095 大阪府高槻市八丁西町 7 番 6 号

大阪医科大学大学院看護学研究科 出願資格審査（修士）担当

博士後期課程の科目等履修生

1. 出願資格

次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ①修士の学位を有する者または 2020 年 3 月に修士課程を修了見込みの者
 - ②外国において修士の学位に相当する学位を有する者
 - ③大学を卒業し、または外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - ④本研究科において、個別の出願資格認定審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者
 - ⑤その他、本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- ※出願資格②③④⑤のいずれかによる場合は、出願資格審査を受けてください。

2. 出願資格審査（該当者のみ）

(1)提出書類

出願資格②③④⑤のいずれかによる場合は、下記の出願書類を提出し、出願資格の審査を受けてください。

短期大学、専修学校、各種学校を卒業後、看護学関係の教育・研究機関または医療機関に勤務している場合には、出願資格審査が必要です。

- ①入学願書（様式 1）
- ②志望理由書（様式 3）
- ③研究業績調書（様式 5）
- ④卒業（見込）証明書
- ⑤成績証明書（原本）

(2)申請書類送付先

〒569-0095 大阪府高槻市八丁西町 7 番 6 号

大阪医科大学大学院看護学研究科 出願資格審査（博士）担当